

【事業について】

Q1 グループ旅行とは何人以上なのか

A1 本事業においては、8人以上を対象としています。

Q2 募集型企画旅行や受注型企画旅行は対象とならないのか

A2 なりません。受注型企画旅行については、観光関連事業者向け安全・安心確保支援事業をご確認ください。

Q3 教育旅行（修学旅行等）は対象となるか

A3 なります。

Q4 申請者から旅行業者代理業及びサービス手配業が除外されているのはなぜか

A4 旅行業者代理業及びサービス手配業は、旅行者の依頼を受け、かつ、貸切バス等の手配までを一括して行うことがないため、対象となりません。

Q5 「主たる営業所」が都内にある旅行業者の都外の営業所が申請することは可能か

A5 可能です。

Q6 都外の団体（参加者も都民以外）でも対象となるか

A6 対象となります。

Q7 1事業者あたりの申請回数に制限はあるか

A7 1ツアーにつき1回の申請が必要となりますが、事業者ごとの申請回数の制限はありません。ただし、申請に著しい偏りがみられる場合は、今後、回数制限等を設ける可能性があります。

Q8 主たる事務所を都内に移転する予定である。旅行は移転後の日程であるが、移転前でも申請可能か

A8 移転後、旅行業の変更手続きをしてから申請してください。

Q9 キャンセル料は補助対象になるか

A9 原則として対象になりません。ただし、緊急事態宣言発令等による外出制限が行われるなどした場合は、国の対応などを確認しつつ、検討します。

- Q10 台風などにより旅程が伸びてしまった場合は、補助金はどのようになるか
- A10 道路の通行止めや鉄道の運休等やむをえず旅程を延期した場合は、「遅延報告書」と併せて事実を確認できる書面（道路管理者 HP、報道資料など）を提出してください。日程を超過していても、交付決定金額を上限に補助対象とします。
- Q11 1 ツアーの考え方を伺いたい
- A11 本事業における1 ツアーとは、都内発着で、出発から帰着までを同一行程で行うツアーを指します。途中の立寄り施設が1 か所でも異なる場合や施設を回る順序が異なる場合は、それぞれを1 ツアーとして扱います。
- Q12 「全国旅行支援」との併用はできますか
- A12 可能です。併用においては、本事業の助成を先に適用し、本事業適用後の金額を基に、全国旅行支援の助成額を算出します。なお、「都内観光促進事業」（もっと Tokyo）との併用はできません。
- Q13 1 ツアーあたりの補助される日数の上限はありますか
- A13 2泊3日を上限とします。3泊4日以上の場合、連続する3日間を補助対象とします。
- Q14 目的地都内1 か所以上とあるが、2泊3日の行程の場合、初日に都内1 か所立寄れば、3日間のバス代が補助対象となるのか
- A14 同じ車両を使用し続ける場合は対象になります。
- Q15 車両の台数に制限はあるか
- A15 定員の2分の1以下となる最低限の台数までが補助対象となります。
- 例) 40人参加のツアーで定員50人の貸切バスを利用する場合（通常1台利用）
- ⇒ バスが2台となった時点で、1台あたりの乗車人数が20人と乗車定員50人の1/2以下となるため、これ以上の追加は補助対象外
 - ⇒ 2台目までが補助対象
- 70人参加のツアーで定員50人の貸切バスを利用する場合（通常2台利用）
- ⇒ バスが3台となった時点で、1台あたりの乗車人数が23～24人と乗車定員50人の1/2以下となるため、これ以上の追加は補助対象外
 - ⇒ 3台目までが補助対象（4台目は補助対象外）

Q16 2台のところ、感染症対策として3台とした場合、3台のうち、1台目の補助率が適用される車両はどれになるか。

A16 利用料がもっとも高額な車両が1台目の補助率の対象になります。

Q17 大型バスと中型バスなど異なるサイズの車両の組み合わせは可能か

A17 可能です。ただし、利用料が高額なものに1台目の補助率を適用します。

Q18 参加者の人数が変更になった場合

A18 (減った場合) 変更後の人数で、定員の2分の1以下となる最低限の台数までが補助対象となり、それ以上の台数は対象外となります。

(増えた場合) 乗車人数が定員の半分以上を超える場合は対象外になります。

Q19 貸切バスについては、実際の乗務員の乗車時間と走行距離等で最低価格が決まっている。渋滞等で時間を要した場合、当初の見積額より費用が膨らむことがあるが、増えた費用も補助金をもらえるか

A19 交付決定金額以上の補助金がでることはありません。渋滞が多い区間を走行する場合は、渋滞を見越して見積るなどの対応をしてください。

Q20 目的地は同一であるが、1か所に旅行者が集中しないよう順番を入れ替えた旅程を組んでいる。この場合は補助対象となるか。

A20 順番が違う場合は、同一の旅程とは見なしません。この場合は、それぞれを1ツアーとして取扱い、補助対象となるか判断します。

Q21 都内の観光地を含むについて、例えば高速道路のパーキングエリアに立寄る場合は、ここでいう「観光地」となるか

A21 本事業の「観光地」とは、体験施設等の観光を行う場所又は食事を行う場所などです。トイレ休憩等のためのみの立寄り先は観光地には含みません。

Q22 貸切バスの有料道路料金及び駐車場料金は補助対象となるか。

A22 なりません。

Q23 ドライバーの昼食代は補助対象となるか

A23 ドライバーに係る昼食代や宿泊費などの個別経費については、対象になりません。

Q24 東京都を営業区域としているが、都内に営業所等がない貸切バス事業者を利用した場合は補助対象となるか

A24 なりません。都内に営業所等を有する貸切バス事業者を利用してください。

Q25 1 ツアーで利用する貸切バスは、同じ事業者に限定されるか

A25 限定されません。複数の事業者でも可能です。

Q26 鉄道等で窓側と通路側の2席予約し、1人で利用する場合は補助対象となるか

A26 なりません。補助対象は、交通機関の貸切に限定され、通常運行している鉄道等を利用する場合は対象外となります。

Q27 屋形船に補助金は適用されるか

A27 運航経費について対象となります。

Q28 宿泊先から観光地までの移動でタクシーを利用する予定であるが、補助対象となるか

A28 タクシー利用の補助については、観光とセットになっていること及びコースや時間に応じて定額で乗車する場合は対象となります。

Q29 交付決定まで手配ができないということですが、そうすると旅程が組めません

A29 補助金を受けるものについては、交付決定後に手配をお願いいたします。ツアー内の補助金の申請対象外のものについては、交付決定前に手配していただいて構いません。

【申請手続き】

Q30 電子申請はできますか

A30 現在、対応しておりません。対応した場合は、HP等でご案内します。

Q31 登記簿や印鑑登録証明書は毎回原本が必要ですか

A31 最初の申請時は原本が必要となります。2回目以降の申請については、最初の申請時にご提出いただきました登記簿等が、発行日から3か月以内の申請に限り、原本の写しで申請可能です。ついては、2回目以上の申請の予定がある場合は、最初の申請時に登記簿等の写しを取るようしてください。

Q32 交付決定までにどのくらいかかるのか

A32 書類がすべて整ってから約3週間必要です。